○国土交通省告示第千八十六号

道路運送車両の保安基準（昭和二十六年運輸省令第六十七号）第五十八条の規定に基づき、道路運送車両の保安基準第二章及び第三章の規定の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十三年十月二十八日

国土交通大臣　前田　武志

道路運送車両の保安基準第二章及び第三章の規定の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示の一部を改正する告示

道路運送車両の保安基準第二章及び第三章の規定の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示（平成十五年国土交通省告示第千二百十八号）の一部を次のように改正する。

第十四条に次の二項を加える。

10　平成二十八年十月二十七日以前に製作された大型特殊自動車及び小型特殊自動車以外の自動車（平成二十八年八月一日以降に指定を受けた型式指定自動車であって、外部電源に接続して駆動用蓄電池を充電する機能を有するものを除く。）については、細目告示第二十一条第一項及び第二項並びに第九十九条第一項及び第二項の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示（平成二十二年国土交通省告示第千八十四号）による改正前の細目告示第二十一条第一項及び第二項並びに第九十九条第一項及び第二項の規定に適合するものであればよい。

11　平成二十八年十月二十八日以降に製作された大型特殊自動車及び小型特殊自動車以外の自動車（外部電源に接続して駆動用蓄電池を充電する機能を有するものを除く。）については、細目告示第二十一条第一項及び第二項並びに第九十九条第一項及び第二項の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示（平成二十二年国土交通省告示第千八十四号）による改正前の細目告示第二十一条第一項及び第二項並びに第九十九条第一項及び第二項の規定に適合するものであればよい。

第二十条第七項第一号中「キロメートル」を「キロメートル」に、「第五号まで」を「第四号まで」及び第六号」に改める。

第二十四条第三項中「同規則第三改訂版補足改訂版」を「同規則第三改訂版補足第一改訂版」に改める。

第二十九条第七項中「協定規則第百二十三号補足改訂版」を「協定規則第百二十三号改訂版補足改訂版」に改め、同条第十一項及び第十四項中「協定規則第九十八号改訂版」を「協定規則第九十八号改訂版補足改訂版」に、「協定規則第百十二号改訂版」を「協定規則第百十二号改訂版補足改訂版」に改め、同条第十五項中「協定規則第百二十三号改訂版」を「協定規則第百二十三号改訂版補足改訂版」に改め、同条第十六項中「協定規則第九十八号改訂版」を「協定規則第九十八号改訂版補足改訂版」に改め、同条第十七項中「協定規則第百十二号改訂版」を「協定規則第百十二号改訂版補足改訂版」に改め、同条に次の一項を加える。

18　平成二十三年十月二十七日以前に製作された自動車及び国土交通大臣が定める自動車については、細目告示別添五十二4・1・7・1、4・1・7・2、4・1・8・1及び4・1・9・3の規定は、適用しない。

第三十条第十三項及び第十四項中「協定規則第十九号第四改訂版」を「協定規則第十九号第四改訂版補足改訂版」に改める。

附　則

この告示は、平成二十三年十月二十八日から施行する。

公　告

諸　事　項

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２３年（フ）第１７２４号

福岡市南区寺塚２丁目13番10―303号、前住所福岡市中央区小笹３丁目８番８―502号

債務者　財津　一憲

1　決定年月日時　平成23年10月14日午後５時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。

3　破産管財人　弁護士　古江　賢

4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年１月23日午後２時45分

5　免責意見申述期間　平成23年12月14日まで

福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第１７２５号

福岡市南区寺塚２丁目13番10―303号、前住所福岡市中央区小笹３丁目８番８―502号

債務者　財津　裕子

1　決定年月日時　平成23年10月14日午後５時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。

3　破産管財人　弁護士　古江　賢

4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年１月23日午後２時45分

5　免責意見申述期間　平成23年12月14日まで

福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第１８６９号

福岡市早良区内野５丁目23番９―101号

債務者　吉岡やよい（旧姓田代）

1　決定年月日時　平成23年10月14日午後２時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。

3　破産管財人　弁護士　光永　享央

4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年１月23日午後２時30分

5　免責意見申述期間　平成23年12月14日まで

福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第２１１７号

福岡県春日市上白水２丁目72番地

債務者　古賀　利信

1　決定年月日時　平成23年10月14日午前10時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。

3　破産管財人　弁護士　植松　功

4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年１月12日午後１時30分

5　免責意見申述期間　平成23年12月14日まで

福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第２１１８号

福岡県春日市上白水２丁目72番地

債務者　古賀　克代

1　決定年月日時　平成23年10月14日午前10時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。

3　破産管財人　弁護士　植松　功

4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年１月12日午後１時30分

5　免責意見申述期間　平成23年12月14日まで

福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第１１５２号

神戸市須磨区一ノ谷町２丁目１番20号　須磨ハイツＡ―３、従前の住所神戸市中央区山本通４丁目18番15号

債務者　ｆｌｏｏｒ　ｄｅｓｉｇｎｓこと　宮武　茂伸

1　決定年月日時　平成23年10月13日午後５時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。

3　破産管財人　弁護士　村上　英樹

4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年１月12日午前10時45分

5　免責意見申述期間　平成23年12月15日まで

神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第５８４号

兵庫県加古川市新神野４丁目15番９号

債務者　向日葵こと　五十嵐　雅

1　決定年月日時　平成23年10月13日午後５時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。

3　破産管財人　弁護士　前田正次郎

4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年１月12日午前10時20分

5　免責意見申述期間　平成23年12月15日まで

神戸地方裁判所姫路支部